

# 消費者の選択を支える仕組みを求めて

「消費者市民社会」という言葉が法律の条文の中で初めて定義されました(消費者教育推進法・2012年12月施行)。事業者との情報の質及び量の格差を乗り越え、消費者が自主的かつ合理的に選択するためには、何よりも誤認を招かない表示が必要です。この頃、消費者団体でも「消費者の選択」をキーワードとする取り組みが展開されていきます。

2013年秋に相次いだメニュー表示等における偽装問題を機に、全国消団連は景品表示法への課徴金制度導入運動をよびかけ、国会議員等への要請行動を展開、2014年秋の臨時国会で実現しました。また、2016年春からの電力小売全面自由化に向けた制度設計にあたっては、発電源を消費者が選択することができるよう電源構成の開示を義務化するよう主張しました。

一方で、この時期、政府の経済活性化政策の文脈から提案される「消費者政策」も見られました。食品の機能性表示制度は「企業等の責任において」機能性を表示するもので、これまでの制度とは考え方が全く異なるものです。本来、消費者に理解可能な情報が提供され、消費者が正しく読み解き、選択し、自らの健康的な食生活のために適切に役立てていく状態が望まれますが、残念ながら表示の根拠自体が疑わしく、また分かり難い制度となっています。消費者の主体的な選択と健康的な食生活の観点から、こうした状況を是正していくことは今後の重要な課題です。

## 全国消団連のあゆみ

- 3月 消費者行政充実のための交流会開催  
第52回全国消費者大会
- 7月 PLオンブズ会議報告会「これでいいのかPL法 ～20年をふりかえる～」
- 8月 景品表示法への課徴金制度導入運動の開始  
地方消費者グループフォーラムのキックオフ集会を開催(社会的責任に関する円卓会議と共に協力)
- 10月 院内集会「景品表示法への課徴金制度を求めます」
- 12月 消費者基本計画の改定に関する総論的要望を発表  
「自然エネルギーで豊かな日本を!アクション」開始

## 社会の動き

- 4月 エネルギー基本計画閣議決定  
消費税増税(5%→8%)
- 6月 消費者の地域見守りネットワークに向けた法改正  
農林水産業・地域の活力創造プラン
- 7月 集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定
- 9月 経済産業省 割賦販売小委員会設置
- 10月 消費者委員会 消費者契約法専門調査会設置
- 11月 IPCC第5次評価報告書  
景品表示法へ課徴金制度を導入する法改正成立
- 12月 衆議院選挙

### 全国消団連法人化1年

全国消団連の歴史を紐解くと、それぞれの時代に対応して消費者運動の自己改革が模索されてきたことが分かる。主な節目として次の3つが挙げられるだろう。

第一の節目は1996年。それまでの「共同行動型運動」から「提案型・提言型運動」へと転換を図った。この時期以降、専門家や弁護士などと幅広く連携し、消費者法の具体的な立法運動に取り組んでいくこととなる。

第二の節目は2003年。政府における「21世紀型の消費者政策の在り方」議論と並行して消費者団体の活動領域を「消費者8つの権利」を軸に整理した。

第三の節目は2011年。消費者庁・消費者委員会が設置されるなど、消費者団体の活動のステージも広がり、社会から消費者団体に寄せられる期待も一段と高まっていく。しかし、それは同時に消費者団体の主張内容や組織のあり方の合理性・正当性が社会的に問われてくることでもある。その自覚から全国消団連組織の在り方検討が提起され、2年間の議論を経て2013年に一般社団法人としての運営に移行することとなる。

単に運営面の整備なら困難なことではない。肝心なのはそれを機能面の強化につなげ、消費者による運動と組織を一つの社会的セクターと言えるものに仕立てていけるかどうか。この課題はそのまま残されている。

COLUMN



板谷伸彦  
元全国消団連事務局次長